

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五〇号）

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴い、引用条項を改めるとともに、特定建築物届の記載事項について所要の改正を行うこととした。（第三条及び様式第一号関係）

2 この規則は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

佐賀県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（規則第五一号）

1 佐賀県農業改良資金貸付規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

佐賀県税条例施行規則及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五二号）

1 地方税法及び佐賀県税条例の一部改正等に伴い、佐賀県税条例施行規則及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則について所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。